### A) 地域森林計画対象民有林での形質変更及び伐採に必要な手続き

	伐採届	開発(伐採を含む土地の形	質の変更)		
	無立木・竹林以 外	・土石又は樹根の採掘、開墾その他土地の形質を変更する行為で・表土の掻き起こし、切土・盛土等の土砂・岩石等の移動を伴う行為などを含む。 ・土地の改変を伴わない場合でも、建築物や太陽光発電施設等を設置も含む。			
面積	どこへ提出	必要な手続き	どこへ提出		
0.3ha 未満					
0.3ha 以上		小規模林地開発行為の届出			
1.0ha 以下			]		
1.0ha 超え	面積に関係なく 木更津市へ 伐採届を提出	林地開発許可国もしくは地方公共※連絡調整団体実施または森林千葉県林地開発行法施行規則第5条の 為等に関する行政 指導指針第24条第らない事業	- 千葉県(中部林業事務 所)に提出		

### B) 小規模林地開発行為・林地開発行為の完了までの千葉県での手続き

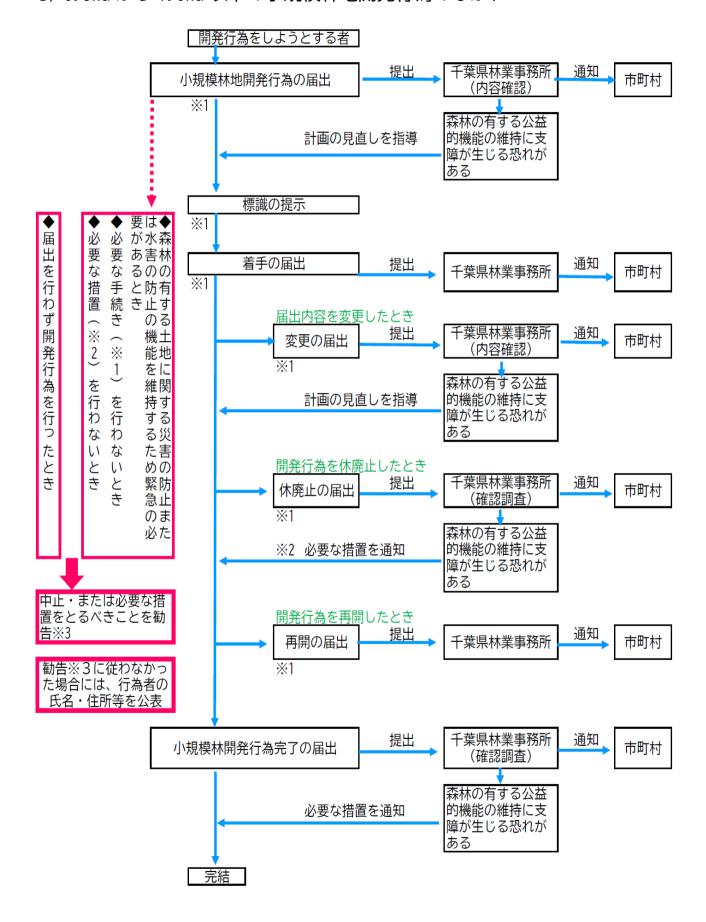
0.3	Sha 以上 1.0ha 以下の小規模林地開発行為
1	小規模林地開発行為届出日
2	着手届
3	変更届
4	計画の見直し指導中
5	中止または必要な措置を勧告
6	勧告に従わず、住所氏名公表
7	休廃止の届出
8	再開の届出
9	小規模林地開発行為完了の届出

小規模林地開発行為は届け出制

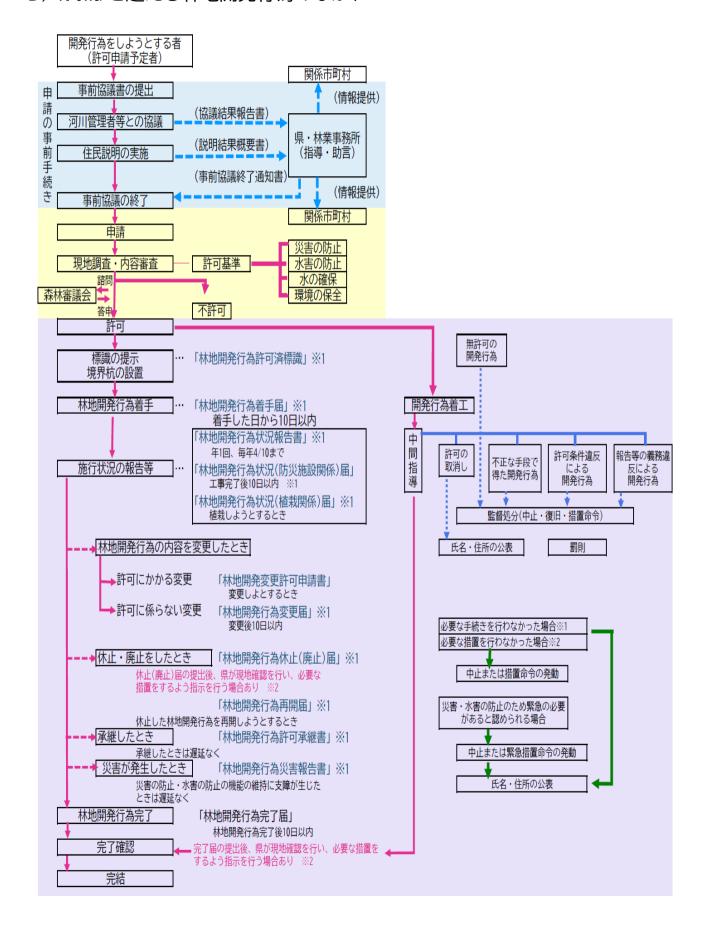
林地開発行為は許可制

	1.0ha を超	望える 林地開発行為			
1	事前協議書の提出日(西暦表記)				
2	住民説明の	実施			
3	事前協議の	終了			
4	申請				
5	現地調査	災害の防止			
	内容調査	水害の防止			
		水の確保			
		環境の保全			
6	森林審議会	諮問・答申			
7	許可(不許可	I)			
8	開発行為着	I			
9	中間指導	許可の取り消し			
		不正な手段により得た行為			
		許可条件違反			
		報告等の義務違反			
10	完了確認	完結			

#### C) 0.3ha から 1.0ha 以下の小規模林地開発行為のながれ



#### D) 1.0ha を超える林地開発行為のながれ



### E) 建設経済常任委員会で実施した所管事項調査 (出典:2019年1月25日の資料)

No.	場所	開始日	完了日	面積	土量	埋立の目的
1	上鳥田	2017. 2. 1	2019. 3. 31	7,701 m <sup>2</sup>	31, 593 m³	ソーラー発電施設設置
2	真里谷	2016. 9. 28	2018. 3. 31	8,040 m²	26, 794 m³	森林復旧
3	真里谷	2017. 6. 21	2018. 12. 31	9, 442. 95 m <sup>2</sup>	27, 981. 20 m <sup>3</sup>	鉄塔防災工事

【参考】「千葉県再生土等の埋立て等に係る行政指導指針」は、2016年(平成28年)9月15日から施行されている。

#### F) 2019 年 3 月 7 日建設経済常任委員会 所管事項調査後の県の回答要旨

		回答要旨
Q1	埋立て完了後の土地利用方法はソーラー発電施設 の設置であったが、それにも係らず、何故、埋立 て事業区域全面に植樹を行っているのか?	小規模林地開発行為届出書にある当該目的 と現状が異なるため、事業者に経緯・経過 の説明を求め、計画どおりに是正するよう 指導しているところであり、引き続き、指 導を行う。
Q2	植樹は誰の判断や指示で行っているのか?その経 緯・経過は?	当該目的と現状が異なるため、その経緯・経過を調査すべく、事業者に説明を求めているところであるが、明確な説明がないため、引き続き、指導を行う。
Q3	事業計画では、沈殿池及び浸透池をそれぞれ造成することになっているが、現状では池が1つしかない。今後、事業計画どおり、沈殿池及び浸透池を造成する予定はあるのか?ある場合、その工程は?	第一義的な指導としては、計画と異なる現状を、計画通りに是正するよう指導を行っている。今後のスケジュールについては、 事業者からは示されていないので、この点も含め、引き続き、指導を行う。
Q4	事業区域内の雨水はすべて池にいくようにスロー プは「おわん型」にすべきではないか。	当該スロープは計画にないので、まずは、 計画どおりに是正するよう、継続した指導 を行っていく。
Q5	このスロープがあることによって、既存の池に流入すべき雨水は、北側隣地へ流出してしまうのではないか。	前問同様、当該スロープは計画にないので、まずは、計画どおりに是正するよう、継続した指導を行っていく。

Q6 事業区域西側の斜面において、崩落が2箇所発生 しているが、現状を把握しているのか?また、これに対する是正工事を行う予定はあるのか?ある場合、その工程は?



現地の確認は行っているが、崩落個所を含め、当該現場全体の危険性については、詳細な測量等の調査が必要となる。よって、まずは、事業者に対し、計画と現状が異なることについて説明を求め、引き続き、指導を行っていく。

Q7 既存の池の北側の平坦部に東西にわたりクラックが生じているが、現状を把握しているのか。これにより、崩れた土砂が池に流れ込み、池が埋まってしまう可能性はないのか。



現地の確認は行っているが、クラックを含め、当該現場全体の危険性については、詳細な測量等の調査が必要となる。よって、まずは、事業者に対し、計画が現状と異なることについて説明を求め、引き続き、指導を行っていく。



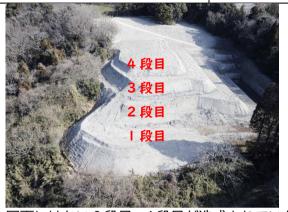
●住民説明会で配付された当初の計画平面図 ●池のサイズ



住民に説明した計画平面図では、沈殿池の高さと同じ62mに太陽光発電を設置予定であった。



変更した図面 これには上の段は 64m、下の は 62 mでした。 しかのに、 こっぱ、図面では 2m なのに、実際は 5 m以上あった。



図面にはない3段目 4段目が造成されていた。

Q8 埋立て完了後の土地利用方法、池の設置数およびに計画平面図にない3段目、4段目の造成等、計画 どおりに施工されていないが、県への変更手続き 等は適正に行なわれているのか。

行っていない場合、今後の事務スケジュールは。

Q9 上記の変更等に伴い、事業計画上の盛り土量 31,593 ㎡は計画どおりであるのか。 指摘の内容については、現時点における計画書とは異なる状況であり、小規模林地開発行為変更届をはじめ、関係書類が提出されていないので、事業者に対し、説明を求め、引き続き、指導を行っていく。

まずは、計画どおりに施行するよう是正に 向けた指導を行っていく。

### G) 所管事項調査した現地の現状 令和3年7月3日16時撮影

24h 雨量 172mm 48h 雨量 278mm



農道と地区進入路の合流点、進入路 左側にU字側溝がある



木柵土留めの最上流端、この奥が地山との接続部 水吹き出し部拡大



農道の侵食状況、地区内の水が流出

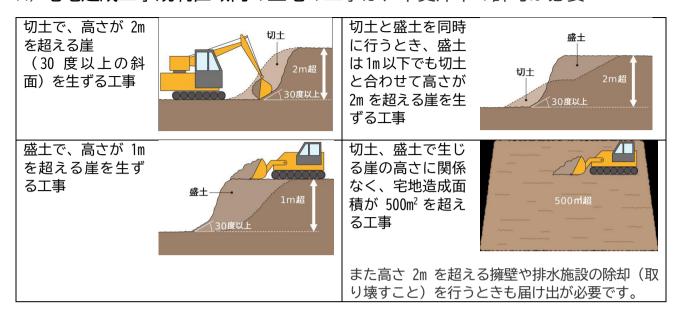


農道の砂利を侵食



西側の斜面

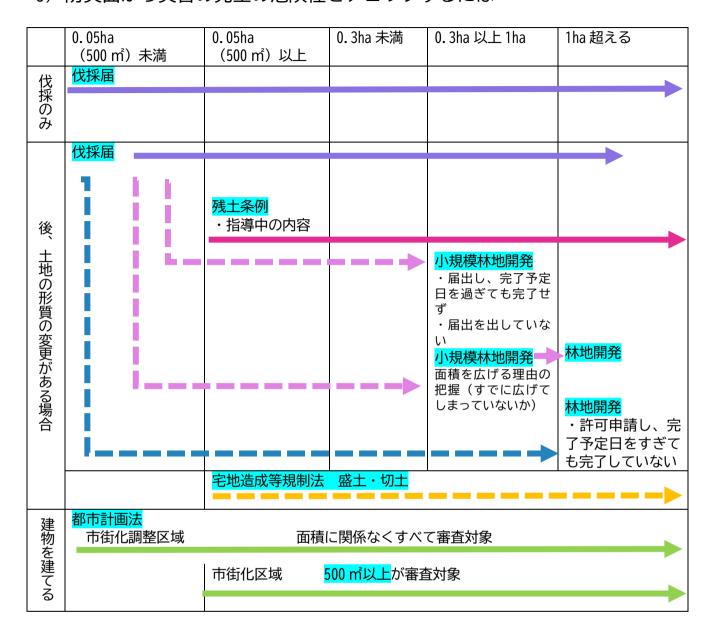
## H) 宅地造成工事規制区域内の土地の工事は、木更津市の許可が必要



#### I) 千葉県が平成23年度~令和2年度までに許可した案件で未完了のもの

	年	度	事業者	土地所在	開発行為の目的	許可面積	許可日	工期 (終了日)
林地開発	H26	2014	Α	伊豆島	太陽光発電施設の 用地造成	1. 3745ha	H26. 9. 30	R4. 10. 25
開   発 	H29	2017	В	畑沢	資材置き場やモーター プール用地造成	8. 4421ha	H29. 3. 23	R4. 12. 31
	R1	2019	С	下郡	太陽光発電設置の ための造成	1.3485ha	R1.7.4	R4. 5. 31
	R2	2020	D	下宮田	太陽光発電施設の 用地造成	30. 3663ha	R2. 7. 28	R4. 12. 31
林小規開発	H28	2016	Е	真里谷	盛り土 (再生砂)	0.9967ha	H28. 8. 29	R3. 6. 30
開模	H28	2016	F	上烏田	ソーラー発電建設のた めの事業場整地	0.8621ha	H28. 12. 28	R1. 9. 30
	R2	2020	G	大久保	砂利採取	0.9867ha	R2. 3. 16	R4. 1. 31

#### J) 防災面から災害の発生の危険性をチェックするには



### K) 再生土も対象の残土条例改正による(小規模) 林地開発行為の対応

市の残土条例改正前で再生土適用外 県の「再生 土の埋め立て等に係る行政指導指針」適用	市の残土条例改正後 再生土も適用 現在
①小規模林地開発行為届出 県対応	
	②小規模林地開発行為届出 木更津市対応
③小規模林地開発行為届出 県対応	完了届 規模拡大で林地開発行為許可申請 市対応
④ 小規模林地開発行為届出 県対応	規模拡大で林地開発行為許可申請 ?対応

#### L) 都道府県で、森林法に関する権限移譲をしているのは 21 団体

都道府県	森林率	HP記載内容 空欄は、HPでは探しきれず
岐阜県	81%	森林の不適正事案110番問い合わせ先あり
島根県	78%	松江市 出雲市 飯南町 邑南町 海士町 西ノ島町 知夫村 隠岐の島町 雲南市 津和野町 奥出雲町
和歌山県	76%	
徳島県	76%	
宮崎県	76%	
福井県	74%	大野市については権限移譲を行っているため、大野市農業林業振興課にお問い合わせ 下さい。
鳥取県	74%	鳥取県林地開発条例あり
広島県	72%	広島県では平成18年から,市町に対して林地開発許可の権限移譲をすすめています。既に県内23市町中16市町(三次市,三原市,大崎上島町,福山市,府中市,廿日市市,江田島市,安芸太田町,北広島町,神石高原町,呉市,尾道市,庄原市,東広島市,世羅町,広島市)では権限移譲が完了しているため,これらの市町に存在する森林を開発される場合には,各市町長が権限者となります。担当窓口に注意してください。
山口県	71%	萩市及び阿武町は、権限移譲により各市町の長
愛媛県	71%	松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、四国中央市及び 西予市における開発許可の基準等は、それぞれ各市へお問い合わせください。これら の市では、法律や条例により、許可等は各市が行います。
北海道	71%	
新潟県	68%	
岡山県	68%	新見市役所 農林課
静岡県	64%	開発予定地が、静岡市・浜松市・沼津市・富士市・磐田市・焼津市・藤枝市内にある場合⇒各市役所の担当課に問い合わせ下さい。
長崎県	59%	
栃木県	54%	宇都宮市 栃木市 鹿沼市 日光市 大田原市 矢板市 那須塩原市 那須烏山市 下野市 壬生町 野木町 那須町 那珂川町
滋賀県	51%	
佐賀県	45%	
埼玉県	32%	平成21年4月1日から春日部市・上尾市・北本市、平成23年4月1日から久喜市・蓮田市、平成25年4月1日から鶴ヶ島市、平成26年4月1日から坂戸市に、林地開発許可の権限が知事から各市長に移譲されています。
茨城県	31%	笠間市、取手市、常総市については、林地開発許可事務権限を移譲しております。直 接各市へお問い合わせ下さい。

### M) 森林が少ない順に都道府県を並べ

